

リオデジャネイロ五輪
銀メダル
ケンブリッジ飛鳥選手(深川第三中学校卒業)
(株)ドーム(有明1)所属
祝賀イベント
10/17(月)
詳細06面

読書の秋 図書館へ行こう!



**区内に12施設
便利なサービスや催しも**

10/27(木)~11/9(水)は読書週間です。これに合わせ、区内の図書館では小中学校の図書委員によるおすすめ本の紹介も展示しています。ぜひ図書館をご利用ください。
問 各図書館 HP <http://www.koto-lib.tokyo.jp/>

▲この秋はぜひ図書館へ(写真は江東図書館)

図書館を利用するには

本などの資料を借りるには「貸出カード」の発行が必要です。発行を希望する方は氏名・住所が確認できる証明書をお持ちください。



こんなこともできる! 図書館を便利に使えるサービス等

- 借りた本は開館時間外でも入口のブックポストに返却できます。また、返却は区内のどの図書館でもできます。
- 借りたい本が区内図書館にない場合には区外図書館や都立図書館等から取り寄せができます(区内在住・在勤・在学の方のみ)。
- 図書館ホームページから蔵書検索や予約などができます(予約には貸出カードが必要です)。
- お尋ねいただければ、スタッフが本探しを手伝います。
- 雑誌やCD・DVDも借りられます。
- 対面朗読など、障害のある方向けのサービスもあります。

見て・聞いて楽しむ! おはなし会などの催し

小学生や小さなお子さん向けのほか、赤ちゃんも参加できる「おはなし会」や、映画の上映会などの催しを随時開催しています。詳細は図書館ホームページをご覧ください。



◀親子でも楽しめます

貴重な資料を所蔵

【郷土資料室(深川図書館)】
江戸から明治・大正・昭和に至る江東区の地図や、戦前戦後の出版物など、区の歴史を知ることができる資料を収集しています。
【学童集団疎開資料室(江東図書館)】
太平洋戦争時の学童疎開に関する資料(写真・絵画・手紙・生活用品など)や体験談を集め、展示しています。

お近くの図書館はこちら

【開館時間】火~土曜9:00~20:00(日曜・祝日・12/28は9:00~17:00) ※江東図書館こども室・白河こどもとしょかん・枝川図書サービスコーナーは9:00~17:00
【休館日】毎週月曜(祝日・休日にあたる場合は翌日)、毎月第1金曜(1月・5月を除く)、年末年始(12/29~1/4)、特別整理期間
【貸出限度数】本・雑誌あわせて20冊、CD・カセットあわせて5点、ビデオ・DVD どちらか1点、紙芝居5点
【貸出期間】2週間

	施設名	住所	電話番号	FAX
①	江東	南砂6-7-52	3640-3151	3615-6668
②	深川	清澄3-3-39	3641-0062	3643-0067
③	白河こども	白河4-3-19 (元加賀小内・出入口は別)	3643-7439	3643-7400
④	東陽	東陽2-3-6(教育センター内)	3644-6121	3615-6669
⑤	豊洲	豊洲2-2-18(豊洲シビックセンター9~11階)	3536-5931	3532-5075
⑥	東雲	東雲2-7-5-201	3529-1141	3529-1144
⑦	古石場	古石場2-13-2 (古石場文化センター4階)	5245-3101	5245-3104
⑧	城東	大島4-5-1 (総合区民センター4階)	3637-2751	3637-3122
⑨	亀戸	亀戸7-39-9	3636-6061	3636-6010
⑩	砂町	北砂5-1-7 (砂町文化センター1階)	3640-4646	3640-4610
⑪	東大島	大島9-4-2-101	3681-4646	3681-4810
⑫	枝川図書サービスコーナー	枝川13-6-16 (枝川区民館1階)	3647-6860	3647-6860

※枝川図書サービスコーナーは資料の検索・取寄せ(予約)・貸出・返却ができる窓口です。本はありません。



高齢者・障害者の生活実態等に 関する調査にご協力を 対象となった方へ調査票を送付

次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および障害福祉計画を策定するため、生活実態等に関する調査を実施します。

対象となった方には調査票を郵送しますので、回答を記入し、同封の返信用封筒に入れてポストに投かんしてください。回答にあたっては、氏名や住所を記入する必要はありません。

今後の施策のあり方を検討するための大切な基礎資料となりますので、ご協力をお願いいたします。なお、回答結果については集計・分析を行ったうえで、区ホームページ等で公表します。

「高齢者を対象とした調査」

65歳以上の方から無作為に抽出した約7,500人に対して、日常生活の状況、介護予防に関する意識、介護サービス等の利用状況、地域活動への参加意向などについて調査を行います。

区独自の訪問・通所サービスの 従事者養成研修

「高齢者の生活援助」の基本を2日間で習得!

介護保険制度改正に伴い、4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まりました。その中で基準を緩和した江東区独自の訪問型・通所型サービスを充実させるため、従事者を養成し、人材確保を図る研修を実施します。

介護保険制度や高齢者とのコ

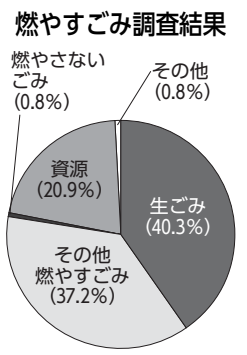
調査票は、区が委託した調査会社から11月に発送します。
「障害者を対象とした調査」
障害者手帳などをお持ちの方の中から障害種別により抽出した約5,000人に対して、日常生活の状況や福祉サービスの利用状況、課題等について調査を行います。
また、サービス提供事業者にも同様に調査を行います。
調査票は区から10月中旬下旬に発送します。
① 地域ケア推進課包括推進係
☎(3647)9606
FAX(3647)3165
② 介護保険課庶務係
☎(3647)9481
FAX(3647)9466
③ 障害者支援課施策推進係
☎(3647)4749
FAX(3699)0329

10月は3R推進月間 資源・ごみの分別への協力を

10月は、循環型社会の形成に向けた取組を推進する、3R(リデュース「ごみ発生抑制」、リユース「再利用」、リサイクル「再生利用」)推進月間です。23区の埋立処分場は、あと約50年程度いづばいになると言われており、新たな処分場の設置もできません。より一層、ごみの減量・資源化を進めるため、資源・ごみの分別にご協力をお願いします。

平成28年度ごみ組成調査結果

今年6月に、ごみの組成調査を行いました。燃やさないごみの中には生ごみが40.3%、資源となるものが20.9%も混入しています。



生ごみ

生ごみの中にはまだ食べられる食品が多く捨てられており、これを「フードロス」と呼んでいます。身近な工夫で家庭のフ

コースとも同じです。場江東区文化センター3階第4・5研修室(東陽4-11-3)人介の仕事を興味・関心がある方、各コース80人(申込順)

費無料
縮 10月27日(木)

ードロスを減らしましょう。
「10月16日は「世界食料デー」」
世界では、9人に1人が飢餓で苦しんでいる一方で、作られる食料の3分の1が捨てられています。日本でも年間約632万トンの食べられる食品が廃棄されています。

雑がみ

雑がみとはチラシ、お菓子の箱など、新聞、雑誌、段ボール以外の雑多な紙類をいいます。雑がみは雑誌の間に挟むか紙袋に入れて資源の日に出してください。ただし、①においの付いた紙②汚れた紙③カーボン紙④紙おむつ(未使用品含む)の4種類は、他の紙に臭いや汚れが移り、リサイクルに不適合な素材も含まれているため、燃やさないごみの日に出してください。

容器包装プラスチック

容器包装プラスチックとは、商品が入っている容器や商品そのものを指します。

① 10月17日(月)午前9時半から電話でヒューマンアカデミー(株)
☎(5348)2039
② 長寿応援地域支え合い係
☎(3647)9468
FAX(3647)9247

☎(3647)9181
FAX(5617)5737

燃やさないごみの分別方法が変更
9月19日からご家庭から排出される蛍光管や乾電池等の水銀を含む廃棄物を燃やさないごみの日に他の燃やさないごみと分けて回収しています。出し方の詳細については、各世帯に配布しているパンフレット「資源・ごみの分け方・出し方」でご確認ください。

区民まつりで食用油等を回収

ご家庭から排出される食用油と水銀含有廃棄物(体温計・温度計等)を清掃リサイクル課ブースで回収します。食用油は、ペットボトル等のフタ付きの容器に入れてお持ちください。

10月は不適正搬入防止月間

23区の清掃工場では、3R推進月間にあわせて10月を不適正搬入防止月間としています。焼却不適物が原因で焼却炉が停止すると、ごみ収集の遅れや、ごみの取り残しなど、23区全体のごみの処理に大きな影響を与えかねません。ルールを守って、清掃工場の安全で安定した運営にご協力をお願いします。

清掃リサイクル課
☎(3647)9181
FAX(5617)5737

☎(3647)9181
FAX(5617)5737

人権週間にもむけて③

外国人の人権問題

共に働き、共に暮らすために

江東区で暮らす外国人は、平成28年1月1日現在、2,432人、区民のおよそ20人に1人になります。国別の割合は、中国52%、韓国・朝鮮19%、インドやフィリピン出身者も増えています。また、区内には、国際留学生会館があり、外国人研修・技能実習制度により滞在する外国人も増加しているため、江東区で暮らす外国人は、ますます増えていくと考えられます。

住宅や就労などの差別

国際化が進む一方で、言語や文化、宗教や生活習慣などの違いや、これらの理解が不十分なため、外国人に対する差別や偏見がみられます。例えば、アパートへの入居や公衆浴場での入浴の拒否、働く期間が一定でない、賃金が安いなど、就労の形態や条件で差別される事例が発生しています。また、研修制度を悪用し、外国人の実習生に契約とは違う労働条件で働かせたり、賃金を払わなかったりする事件もあります。こうした対応や差別は、外国人の人権を傷つけています。

多様性を尊重する社会を目指して

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。外国人が住みよいまちは日本人にとっても住みよいまちとなるはずですので、外国人と日本人がお互いの人権を尊重し合える、「人権が尊重されるまち江東区」を実現しましょう。

私たちと一緒に

人権は、だれもが生まれながらに持っている権利です。同じ地域・社会で、共に暮らす働く仲間として、外国人の人権を尊重し、共生する地域社会を築いていくためには、お互いを理解することが大切です。
○外国人の宗教、習慣、文化を理解して、外国人の持つ価値観、生活習慣などの多様性を尊重しましょう。
○身近な外国人の方々や積極的にコミュニケーションを図り、地域社会への参加を呼びかけましょう。
○交流を通じて、日本の文化や習慣、ルールを理解してもらいましょう。

☎(3647)1164
FAX(3647)9556

行政相談週間

10月17日(月)
～23日(日)

国などへの要望・苦情は行政相談委員へ

皆さんに行政相談や行政相談委員制度に対する理解を深めていただくため「行政相談週間」を設けています。毎日の暮らしの中で、国などが行っている仕事について、要望や苦情をお持ちの方はいらっしやいませんか。そのような時、「行政相談委員」が行政と住民の橋渡し役として

相談に応じ、助言し、適切な措置を講じます。

区では、日ごろから定期的に行政相談を実施しています。なお、下表の行政相談委員は、電話でも皆さんの声をお聴きしていますので、ご相談ください。行政相談は次のところでも受け付けています。

個人・企業の温暖化対策に助成金

太陽光パネル等の購入にご活用を

区では、個人住宅・集合住宅および事業所を対象に、地球温暖化防止に貢献する設備について、経費の一部を助成しています(下表のとおり)。CO₂削減効果の大きい、これらの創エネ・省エネ設備を導入し、各家庭および事業所による地球温暖化防止にご協力をお願いします。

申請は必ず工事着工前に行ってください。着工後の申請は受付できませんのでご注意ください。また、工事完了後は完了報告書を提出していただきます。

助成要件・助成金額、申請の際の必要書類等、詳細は区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

「地球温暖化防止設備導入助成事業」対象設備および助成金額一覧表

助成対象設備	助成金額・上限額	
	個人住宅用・事業所用	集合住宅用
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値1kwあたり5万円(上限20万円)	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値1kwあたり5万円(上限150万円)
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機	1設備あたり 上限4万円 (事業所は1設備あたり上限8万円)	-
燃料電池装置	1設備あたり 上限10万円 (事業所は1設備あたり上限20万円)	-
エネルギー管理システム機器	1設備あたり 上限2万円 (事業所は1設備あたり上限4万円)	上限15万円
高反射率塗装	高反射率塗料(トップコート)および下地用塗料(プライマー)各1回塗布するための塗料材料費(上限20万円)	高反射率塗料(トップコート)および下地用塗料(プライマー)各1回塗布するための塗料材料費(上限150万円)

- ① 特殊詐欺の被害防止
 - ② 子供と女性の犯罪被害防止
 - ③ 侵入窃盗の被害防止
 - ④ 万引き、自転車盗の防止
 - ⑤ インターネットの安全な利用
- 安全で安心して暮らせる街の実現には「自分たちの街は自分たちで守る」という自助・共助の意識を持ち、防犯の輪を広げることが大切です。

全国地域安全運動

10/11(火)～20(木)

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、「守ろうよ わたしの好きな街だから」をスローガンに、10月11日(火)から20日(木)までの間、全国各地安全運動が実施されます。

次の5つが警視庁による重点項目です。

- 「登録方法」
- ①koto-zenen@m.msgs.jpに空メールを送信(下記二次元)

区内の犯罪発生情報や防犯情報、防災関連情報、防災無線の放送内容等を「こうとう安全安心メール」でお知らせしていますので、ぜひご登録ください。

「登録方法」

①koto-zenen@m.msgs.jpに空メールを送信(下記二次元)

「意見募集期間」

10月12日(水)～11月2日(水)必着

「意見の提出方法」

①氏名②住所③年齢④性別⑤ご

「変更新案の閲覧場所」

こうとう情報ステーション(区役所2階)、危機管理課危機管理係(区役所隣防災センター4階1番)、各図書館

※区ホームページでも閲覧できます。

「変更新案の閲覧場所」

こうとう情報ステーション(区役所2階)、危機管理課危機管理係(区役所隣防災センター4階1番)、各図書館

※区ホームページでも閲覧できます。

「変更新案の閲覧場所」

こうとう情報ステーション(区役所2階)、危機管理課危機管理係(区役所隣防災センター4階1番)、各図書館

※区ホームページでも閲覧できます。

「変更新案の閲覧場所」

こうとう情報ステーション(区役所2階)、危機管理課危機管理係(区役所隣防災センター4階1番)、各図書館

※区ホームページでも閲覧できます。

氏名	電話番号
山本 美子	3647-2316
榎部 興喜	3637-2028
積田 喜一	3644-7307
坂 通代	3647-3704
進藤 孝	3647-6221
金 勝明	3631-3420
野 美智子	3684-3840

「変更新案の閲覧場所」

こうとう情報ステーション(区役所2階)、危機管理課危機管理係(区役所隣防災センター4階1番)、各図書館

※区ホームページでも閲覧できます。

「変更新案の閲覧場所」

こうとう情報ステーション(区役所2階)、危機管理課危機管理係(区役所隣防災センター4階1番)、各図書館

※区ホームページでも閲覧できます。

「変更新案の閲覧場所」

こうとう情報ステーション(区役所2階)、危機管理課危機管理係(区役所隣防災センター4階1番)、各図書館

※区ホームページでも閲覧できます。

「変更新案の閲覧場所」

こうとう情報ステーション(区役所2階)、危機管理課危機管理係(区役所隣防災センター4階1番)、各図書館

※区ホームページでも閲覧できます。

「行政苦情110番」(東京行政評価事務所)

☎(0570)090110

FAX(5331)1761

※IP電話などをご利用の場合 ☎(3363)1100

○東京総合行政相談所(西武池袋本店7階、本店の休業日・年末年始を除く毎日受付)

☎(3987)0229

「行政苦情110番」(東京行政評価事務所)

☎(0570)090110

FAX(5331)1761

※IP電話などをご利用の場合 ☎(3363)1100

○東京総合行政相談所(西武池袋本店7階、本店の休業日・年末年始を除く毎日受付)

☎(3987)0229

「行政苦情110番」(東京行政評価事務所)

☎(0570)090110

FAX(5331)1761

※IP電話などをご利用の場合 ☎(3363)1100

○東京総合行政相談所(西武池袋本店7階、本店の休業日・年末年始を除く毎日受付)

☎(3987)0229

「行政苦情110番」(東京行政評価事務所)

☎(0570)090110

FAX(5331)1761

※IP電話などをご利用の場合 ☎(3363)1100

○東京総合行政相談所(西武池袋本店7階、本店の休業日・年末年始を除く毎日受付)

☎(3987)0229

「行政苦情110番」(東京行政評価事務所)

☎(0570)090110

FAX(5331)1761

※IP電話などをご利用の場合 ☎(3363)1100

○東京総合行政相談所(西武池袋本店7階、本店の休業日・年末年始を除く毎日受付)

☎(3987)0229

